

宿泊税導入済3都県の課税状況及び同一条件による本県の試算額等

資料3

		課税額（宿泊料金）	免税点 （1泊あたり宿泊料金）	令和元年度				令和3年度				
				税収 （億円）（a）	宿泊者数 （千人）	宿泊者全員が最低水準で課税された場合の金額（b）	b/a	税収 （億円） （c）	宿泊者数 （千人）	宿泊者全員が最低水準で課税された場合の金額（d）	d/c	
実績 （導入自治体）	※1 東京都	100円（1～1.5万円） 200円（1.5万円～）	1万円	27.1	108,342	108,342千人 × 100円 = 108.3億円	0.25	2.5 （課税は10～12月の3か月間）	38,239	38,239千人 × 100円 = 38.2億円	0.07	
	大阪府	100円（0.7～1.5万） 200円（1.5～2万） 300円（2万円～）	7千円	12.4	65,354	65,354千人 × 100円 = 65.4億円	0.19	3.5	17,859	17,859千人 × 100円 = 17.9億円	0.2	
	※2 福岡県	200円 ※福岡市内のみ、 500円（2万円～）	なし	導入前	24,682	/		22.4	9,621	9,621千人 × 200円 = 19.2億円	1.17	
試算結果	※3 千葉県	東京都方式 100円（1～1.5万円） 200円（1.5万円～）	1万円	8.5	34,027	34,027千人 × 100円 = 34.0億円	0.25	3.6 ※4 （通年換算）	14,085	14,085千人 × 100円 = 14.0億円	0.07 ×4	
		大阪府方式 100円（0.7～1.5万） 200円（1.5～2万） 300円（2万円～）	7千円	6.5		34,027千人 × 100円 = 34.0億円	0.19			2.8	14,085千人 × 100円 = 14.0億円	0.2
		福岡県方式 ※5 200円 ※一律で試算	なし	68.0		34,027千人 × 200円 = 68.0億円	/			28.0	14,085千人 × 200円 = 28.0億円	1.0

※1 R2.7.1～R3.9.30は、東京五輪開催に伴い非課税。令和3年の課税期間は、10～12月の3か月

※2 福岡県、福岡市、北九州市の課税額の合算額を記載

※3 千葉県については導入していないため、東京都、大阪府、福岡県（福岡市、北九州市含む）の課税額に、宿泊者数（観光庁発表）の案分比を乗じて試算

※4 令和3年の東京都の課税期間は3か月間だったため、4倍して年間換算

※5 福岡市内では、宿泊料金2万円以上の施設では1人あたり500円が課税されるが、本県での試算の際は、全宿泊者数について200円課税とした